

川崎市居住支援協議会

設立総会 次第

日 時 : 平成28年 6月30日 (木) 9:30~
会 場 : 川崎市役所第3庁舎15階第1・2会議室

1 開 会

2 川崎市挨拶

3 議長選出

4 議 事

- (1) 第1号議案 川崎市居住支援協議会 会則について
- (2) 第2号議案 役員(会長、副会長、幹事、会計監事)の選出について
- (3) 第3号議案 専門部会の設置について

5 閉 会

(配布資料)

- ・川崎市居住支援協議会「設立総会」出席者名簿
- ・資料1 【第1号議案】川崎市居住支援協議会 会則(案)
- ・資料2 【第2号議案】川崎市居住支援協議会 役員名簿(案)
- ・資料3 【第3号議案】川崎市居住支援協議会 専門部会(案)
- ・参考資料1 専門部会 部会員一覧
- ・参考資料2 川崎市居住支援協議会 平成28年度想定スケジュール

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第 2 条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

（会員）

第 4 条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第 2 章 役員

（役員の種類及び選任）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 2 名
 - 三 幹事 10 名程度
 - 四 会計監事 1 名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎市住宅供給公社
川崎市関係課	市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 次世代産業推進室 健康福祉局 地域福祉部 地域福祉課 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

【第 2 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員名簿（案）

役職	団体等	氏名
会長	川崎市 まちづくり局住宅政策部長	林 直人
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 支部長	木村 教義
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	三浦 政良
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 支部長	木村 教義
	公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部 副支部長	米田 恵子
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	三浦 政良
	恒春園地域包括支援センター センター長	小又 公彰
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	裊 安
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 副理事長	永島 優子
	川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 担当課長	小川 清
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	鹿島 智
川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長	長澤 貴裕	
会計 監事	一般財団法人 高齢者住宅財団 居住支援部長	秋田 浩

(敬称略)

川崎市居住支援協議会 専門部会（案）

川崎市居住支援協議会会則第8条第2項第4号に基づき、次のとおり専門部会を設置する。

A 入居相談・情報発信に関する部会

主に、住まい探しから入居（賃貸借契約締結前）までにおける課題・支援を検討

B 居住継続に関する部会

主に、入居中の心身状況等の変化に伴い発生し得る課題・支援を検討

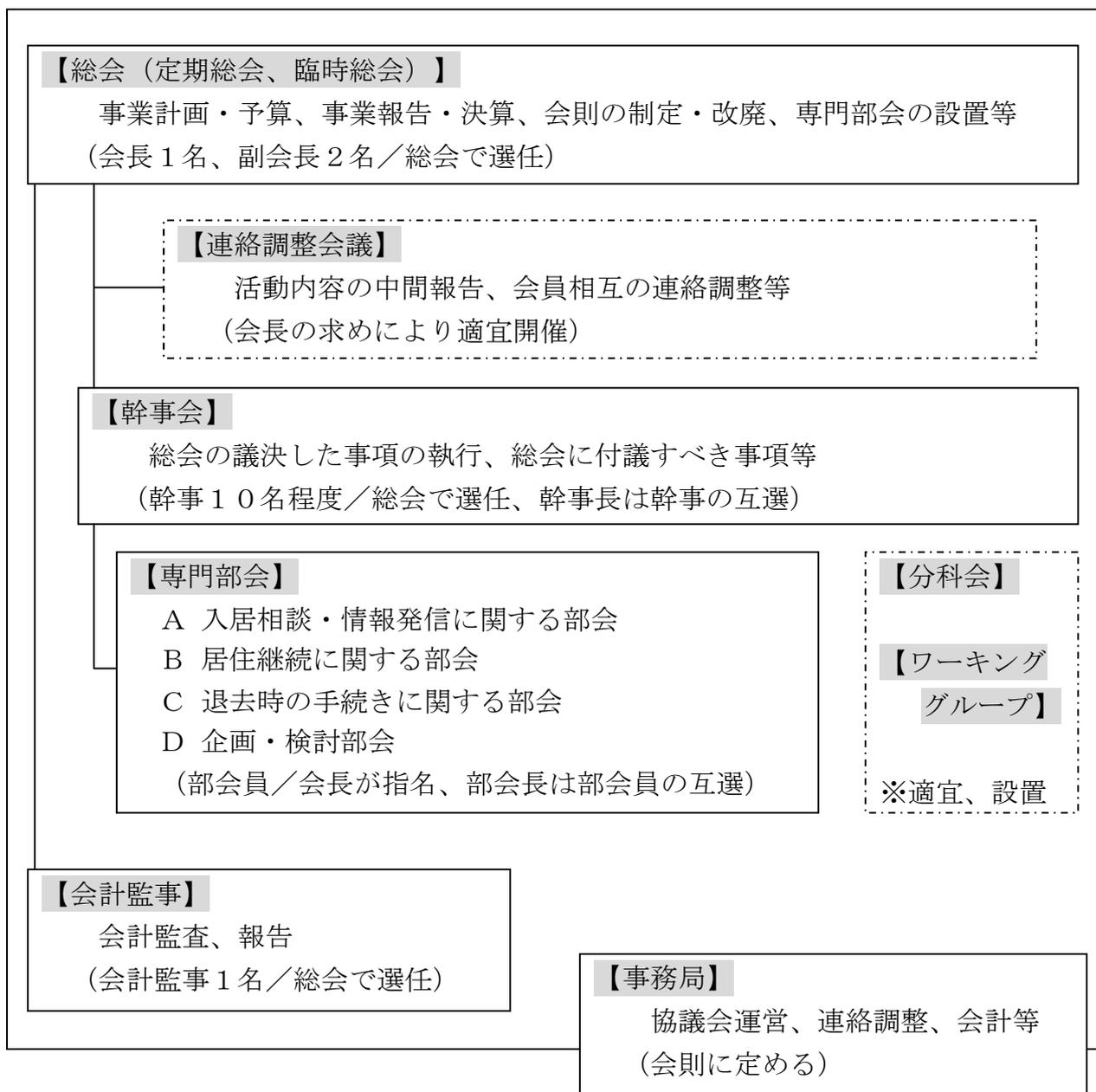
C 退去時の手続きに関する部会

主に、契約解除や相続等の退去時の手続きにおける課題・支援を検討

D 企画・検討部会

上記、3部会に該当しない課題や事務局提案等の支援について企画・検討

（参考／川崎市居住支援協議会 組織構成）



川崎市居住支援協議会 専門部会会員一覧（案）

（A）入居相談・情報発信に関する部会

関係団体	川崎市関係課
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部	市民文化局 人権・男女共同参画室
公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部	健康福祉局 地域福祉部 地域福祉課
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部	健康福祉局 地域包括ケア推進室
社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会	健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課
川崎市地域自立支援協議会	健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課
恒春園 地域包括支援センター	こども未来局 こども支援部 こども家庭課
特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
特定非営利活動法人 楽	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課
川崎市住宅供給公社	

（B）居住継続に関する部会

関係団体	川崎市関係課
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部	経済労働局 次世代産業推進室
社会福祉法人 照陽会	健康福祉局 地域包括ケア推進室
夢見ヶ崎 地域包括支援センター	健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課
川崎市介護支援専門員連絡会	健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課
特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課
中高年事業団やまて企業組合 川崎支店	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課
特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク	
川崎市住宅供給公社	

（C）退去時の手続きに関する部会

関係団体	川崎市関係課
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部	健康福祉局 生活保護・自立支援室
中高年事業団やまて企業組合 川崎支店	健康福祉局 地域包括ケア推進室
一般財団法人 高齢者住宅財団	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課
川崎市住宅供給公社	

川崎市居住支援協議会 平成28年度 想定スケジュール

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月	備考(平成29年度以降)	
総会		● 設立総会(6/30) ・会則の承認 など			● 定期総会(10/月上旬) ・予算、事業計画の承認 ・専門部会での取組課題 など (今年度は、書面による決議も検討)						・6月頃に定期総会開催 (前年度決算・事業報告、当該年度予算・事業計画承認など) ・その他、必要に応じて臨時総会	
連絡調整会議										● 連絡調整会議(3/月上旬) ・各専門部会での取組み等について中間報告	・適宜(年1回程度)開催 (中間報告など)	
幹事会				←→ ● 幹事会の事前調整 ・事務局から議案等について事前説明 幹事会(9/下旬) ・定期総会での議決事項の承認 など							・5～6月頃、定期総会前に開催	
専門部会	←→ 各専門部会での今年度取組課題の検討(1回程度)				←→ 各専門部会での検討(3回程度) ※各回での検討(案) / 第2回...意見交換・事例検討等、第3回...支援策検討等、第4回...まとめ							
	A 入居・情報	● 第1回(7/下)	● 予備(8/下)		● 第2回(10/中)	● 第3回(12/上)		● 第4回(1/下)				・年3～4回程度の開催 (ただし、取組課題により開催回数や頻度は各専門部会による)
	B 居住継続	● 第1回(8/初)	● 予備(9/初)		● 第2回(10/下)	● 第3回(12/中)		● 第4回(2/上)				
	C 退去手続き		● 第1回(8/上)	● 予備(9/上)		● 第2回(11/上)	● 第3回(12/下)		● 第4回(2/中)			

※専門部会における具体的な取組内容等が決定次第、必要に応じてワーキンググループを設置(適宜、事務局から個別に打診)し、課題の検証等を行っていく。